(本號十面)　(明治三十五年十月十日第三種郵便物認可)　明治二十五年十月五日　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は全國中紙面の罫も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一部二錢○一箇月郵金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ニ直接ニ購讀スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報定價

	一行五號活字廿四字詰	一行	一日間	一日以上	七日以上
本社へ寄稿れ付	十三錢	十一錢	六日迄	十錢五厘	

時事新報廣告料(前金)

第三千四百六十五號　水曜日
明治廿五年十月五日
當暦壬辰八月十五日　(庚午)
月出午後四時三十分　入午前五時十分
月入午前三時十九分　出午後五時十八分
朔望午後四時四十二分　朔望午前四時十九分
(西暦一千八百九十二年)

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと雷同し時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算かからざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

病素實檢

北里柴三郎

傳染病を眞個に學術的に研究するみとは最近の創始に係り即ち佛國のパスチユール、獨國のロベルト　古弗の兩氏が盛多の傳染病の原因を發見せしより始めて傳染病を學術的に研究するの道を啓けり則ち傳染病の豫防は從來如何なる方法を用ひしか、近來は如何なる方法を以て之を豫防するか、又一個人の身體に就て之を防禦するみとを得べきや、獨り之を防禦するのみならず之を治療し得べきや如何と云ふに在り而して此點は今日醫學社會に於ける一般の疑問にして其道の開けたるは極めて最近の事なるを以て之が研究の現況を陳述すべし

傳染病の原因は種々あり然れども今日まで發見せられたる所に拠て大別すれば二種に過ぎず其一は最下等動物性のものにして極めて近時の發見に係る所謂プロトツオンに比すれば實に著しき進歩を爲し今やバクテリオロギー即ち微菌學と云ふ一種の學科となるに至れり人類に於ける結核病、亞細亞虎列刺、腸窒扶私、實布垤里亞の原因及び動物に於ける鷄虎列刺、皮脱疽の原因等は皆此バクテリヤに屬するものなり而して其バクテリヤが人體若くは動物體中に侵入し病を作す所の作用に二種の別あり甲は體中に於て充分なる繁殖を逞げ血管其他の組織内に充塞して血液の運行を杜絶し終に人若くは動物を斃すに至るもの即ち皮脱疽の如きもの是なり乙は體中の或る局部に僅り其バクテリヤ自ら一種の毒物を產出し其毒は體中殊に血液内に廻りて病を起さしむるものにして即ち實布垤里亞、破傷風、虎列刺、腸窒扶私の如き是なり

豫防を施して疫病を豫防する其方法は今より百年前の發見に俟れり然れども其發見や全く偶然に出で學理上の研究に基けるものにあらず故に何か故に種痘を爲せば痘瘡を免かれ得べきやと云ふ學理に至ては未だ之を知るみと能はず凡そ物あれば必ず其理なかるべからず近時醫學の進歩と共に傳染病學も大に進歩し其研究に從事するものも少からざるに其理を探究する能はざりしは研究未だ精ならざりしの罪にして百年後の今日種痘法の發見者たるゼンチル氏に對し深く恥ざるを得ざるなり幸にパスチユール、古弗兩氏の輩出するありて漸く其理の一端を啓蒙し朝野學者の教を開くしはなれり

今日實布垤里亞、破傷風の如きは動物體に之を豫防し又た治療し得るみとは既に精密なる研究を遂げたり其方法は他の同樣なる傳染病に對して適用し得べきものたるみとを學者間に是認せしむるに至れり之を說明するに先ち一言すべきみとあり即ち傳染病は其種類甚だ多きも其原因の今日まで明かなるものは亞細亞虎列刺、腸窒扶私、實布垤里亞、破傷風、肺結核、インフルエンザ、丹毒、痳病等のバクテリヤ及び動物を侵す所の皮脱疽、鷄虎列刺、豚のロートラーフ、馬鼻疽等の原因なりとす又下等動物即ちプロトツオンが其原因となるものにして確認するに足るべきものは痳刺利亞の原因マラリヤプラスモノヂエン、赤痢のアメーベン杯に過ぎざるなり痘瘡は種痘法あるにも拘はらず其原因は未だ知るみと能はず疱瘡、猩紅熱亦曾て之を知るを得ず總て人の皮膚に現はるゝ傳染病の原因は未だ全く不明に屬す之に云ふも可ならん又狂犬病の如き其傳染病たるみと明かにして其治療及び豫防の方法は佛國のパスチユール氏既に之を發見せるも其原因は亦未だ不明に屬せり此の如く傳染病の種類は甚だ多きも其原因の明かなるものは僅々少數に過ぎざれば先づ其原因の發見を力めて然る後に之を治療し之を豫防する方法の研究に着手すべきかと云ふに一々に原因の發見を待たんも數多の豫防を要すべきや固より測り知るべからざるなれども其原因の明かなるものに對して治療豫防の方法を研究せざるべからず

古弗氏は一昨年を以て肺結核の治療法を發見したり即ち其ツベルクリンなるものは結核バチルスの產生物にして治療の目的は則ち毒を以て毒を制するに云ふに在り古弗氏の此發見以來傳染病の研究に一新面目を開き傳染病中其原因の既に明かなるものは皆此方針に向て研究の目的を置き今日の醫學社會に於て傳染病の治療及び豫防の研究は一時の流行物となり盛んに傳染病研究所を設けて一身を其研究に委するとはなれり

凡そ一回感る傳染病に感染する時は終身若くは一定時間其再感を免るゝとは從來の經驗上確實なるとにして痘瘡の如き一回之に罹るときは終身之に罹るとなく又一回種痘を爲し善感するときは四五十年間は激烈なる流行に遇ふも其毒を免るゝとを得べし腸窒扶私も一たび之を患ふれは生涯再患するとなく痲疹の如き亦然り其間一二の取例ありて間々再感する者なきに非ざるも一回之に罹りて再び罹るとなく良し再感するも其軽症なる等は之を傳染病の通則と云ふも可ならん然らは何か故に再感せざるかと云ふ學理上の問題に對しては其說種々ありて未た確然動かす可らざるの定說なきも一回罹りたれは再感せすと云ふに就ては何處かに之を類くべき物の存するなるへしとは最も穿鑿し易き道なるかと云ふに就ても近頃まて種々の說あり就中巴里のメテニコツフ氏の說に據れは一旦皮脱疽に罹り癒えたる動物には再び皮脱疽に接種するも其病源たるバクテリヤは細胞に取圍まれ全く働を爲すみと能はざるに至り其細胞は何程多くのバクテリヤの侵入し來るも悉く之を取り圍み且之を喰ふ故に隨て侵入すれば隨て喰ひバクテリヤをして其繁殖を自由にし體中に病毒の基因を爲すの道なからしむと云ふに在り此說たる皮脱疽の如き傳染病に就ては亦一理あるの說にして現に同氏の製したるブレパラートを檢し彼の桿狀バクテリヤは白血球の爲めに喰はれて其形を縮小せるみとを實見せり此の如く確乎たる實驗あるが故に或る傳染病に對しては此說は實に働かすべからざるものなれども然れども體中に於て他の毒物を產生し此毒物が全體に廻りて養病する傳染病則ち實布垤里亞、破傷風、虎列刺、腸窒扶私等に就ては氏の說も頗る薄弱なるものにして絞に其證據を擧ぐるみと能はざるなり

然るに動物をして一たび人工に死疫せしめたるものには血液中に一種彼のバクテリヤの產生したる毒物を減殺すべき物質を製造す此物質に逢ふとき病毒も動物體中に其惡性を遏ふするみと能はずして消滅するに至る此血中の物質は一種の蛋白質にして之を名けてアンチトキシンと云ふ又バクテリヤの產出する所の毒物も一種の蛋白質にして之をトキシンアルブミンと名く左れば毒も蛋白質又之を撲滅する所のものも同じく蛋白質なり種痘法の痘瘡を豫防する其理亦た之と同じ

(以下次號)

雜報

○海外最近報　近着の加奈陀郵船は九月十八日までのヴアンクーヴアー新聞を持來れり就て最近の報を左に掲ぐ

國王たりとも許さず　歐洲は コレラ病流行に付き何所も皆戰々恐々たるが中に希臘の首府アテンスにては遠からぬ内佛國より國王の歸國あるに付き内閣會議を開き其上陸を如何するべきと議したるに他の人民同樣規則に從ふて避病期日を船内に經過せしめたる後上陸を許ふみとに決せり又來る十月二十七日は同王の結婚二十五年目に當り銀婚式を執行するを以て參列の爲め一族たる露國皇太子、丁抹王及び皇太子等來着の筈なるが是等をも其規則に從ふて取扱ふ筈なりとぞ

紐育のコレラ　米國は歐洲流行地より船舶の入港を禁じコレラ豫防に汲々たりしが其豫防も遂に屆かざりしか紐育にては之が爲め九月六日より同十三日に至るまでに五名の死亡ありたり

支那人の上陸自由たるべし　シカゴ博覽會へ國產を出品せんが爲め來れる支那人及び其使役する同國人は自由に米國に上陸するを得るみとゝなり既に華盛頓の中央政府より其趣を桑港の掛り官に調命せり

露國再び英米密漁船を捕ふ　露國政府がベーリンク海コツパー嶋の近傍に於て四艘の英米獵虎漁船を拿捕したる由は既に人の知る所なり米國船二艘及び毛皮百二

○北京駐在英國公使は が新に任ぜられ近々就任

上海着の電なる佛國郵船

○會計檢査規則の改正　荒價蓄經濟に關する會計

り施行せり

○檢事裁判所長の傍聽を 屈を述立つる事は近頃屬 地方裁判所に於て去月二 分重大の事件に付き矢野 席判事書記着座の後席に るが翌日に至り大井田檢 求するみとありて 法省總務局長笑作勝祥 に公廷取締規則なるもの と雖も傍聽席に着かざる 官外國人等の傍聽する を設け之に着て傍聽せし び本日共矢野茂(同地方裁 も陪審判事にもあらず し 裁定に背き裁判公廷の尊 し依て裁判長は此者をし しめんみとを誡む元來裁 ば若し之を命じて肯んぜ し と論述せり裁判長は同 督の爲め上席に就き居る 怪しからぬ事なり抑も裁 皇陛下の名代にして憲法 て他より監督抔を受くべ に我裁判の威嚴を害ふも るゝやと再問せしに裁判 は裁判長の職權を以て相 井田檢事は尙重ねて向後 れより辨論に移りたるよ

○紡績業者の職工に關す 績會社は先頃大坂に聯合 規約を設けたるが右規約 不都合の事ありたる爲め 入るべからず、一會社に とするものは必ず書て雇 べからず、雇入れたる職 居たるみとを發見したる ぬ前雇主より承諾を得る はざるに付昨今同業者の 而して鐘ケ淵紡績會社が の如き規約は人の權利に 自由を害するの恐れあり 利を侵害したる規約を設 二斯る苛酷なる規約を設 の如き紡績會社の多き地 を奪はるゝの恐もなきに を設るの必要もあるべけ しも其要を見ず第三職工 よりて夫れ〳〵私の利合